

2025（令和7）年度

女子美術大学短期大学部
（全学）自己点検評価書

令和8(2026)年2月

学校法人 女子美術大学

目 次

I. 建学の精神・短期大学の基本理念、使命・目的、短期大学の個性・特色等	2
II. 沿革	4
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	7
基準 1. 使命・目的	7
基準 4. 教育課程	13
IV. 短期大学が独自に設定した基準による自己評価	27
基準 7. 社会連携・社会貢献	27
V. 特記事項	31
VI. 法令等の遵守状況一覧	32
VII. エビデンス集一覧	37
エビデンス集（データ編）一覧	37
エビデンス集（資料編）一覧	37

I. 建学の精神・短期大学の基本理念、使命・目的、短期大学の個性・特色等

1. 建学の精神・基本理念

女子美術大学短期大学部の創立は、明治 33 (1900) 年に横井玉子、藤田文蔵ら 4 人の連名で設立された私立女子美術学校に遡る。その当時、美術の専門教育機関のほとんどは、女性には門戸を開いていなかった。その校則は、学校の目的を、「女子ノ美術的技能ヲ發揮セシメ専門ノ技術家及教員タルベキ者ヲ養成スル」こととしている。そこには、女性が職業を持つことで自立し、社会的な地位の向上を目指すという理念を、芸術教育により実現しようとする創立者たちの意思が読み取れる。したがって、建学の精神は、①芸術による女性の自立、②女性の社会的地位の向上、③専門の技術家・美術教師の養成、の 3 項目に集約される。

この建学の精神を、現代に適合する形で具現化する基本理念として、本学では「高い教育力を通して、学生一人一人に、社会・世界について広く深い見識<教養・理論>と、精神的・経済的に自立できる能力<技術・芸術的創造力>を修得させることにより、女性をはじめ多様な人々が活躍する世界の実現に向けた担い手を育成する」という教育理念を掲げている。

建学の精神及び教育理念は、本学の併設大学にも通底する精神や理念である。

2. 使命・目的

本学の目的として、学則第 1 条に「女子に対し、美術及びデザインに関する教育を施し、教養高く、芸術的創造力の豊かな女性の専門技術者を育成すること」と規定している。建学の精神に強く根差しているこの目的は、教育基本法第 7 条と学校教育法第 108 条の趣旨に沿ったものであると考えている。

特に造形学科については、教育目的として、学則第 2 条の 2 に「美術・デザインに関する専門的な理論と技術を学び、幅広い表現方法を修得した上で、作品制作を通して創造力、表現力、応用力を育てることを教育目的とする。個性を大切にし、豊かな感性と自由な発想を磨き育むことで、独創力と高度な技術力を備えた、社会で活躍できる作家、デザイナー及び教育者等の人材を養成する」と規定している。

上記の目的と学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を円滑に接続するため、両者の間に位置する教育目標として「自由な科目選択を通して多様な表現領域を横断的に学ぶことで、芸術的感性と知性を培い、確かな技術を修得し、柔軟に考え自ら選択する力を養うことを教育目標とする。このことにより自分の未来を描ける個性豊かな表現者や社会で活躍できる専門家を育成する」旨を掲げている。

3. 個性・特色

本学の個性、特徴は、女子の短期大学かつ美術系の単科短期大学であり、「女性」と「美術」の両方に焦点を当てた短期大学は、本学の他あまり例を見ない。芸術教育を通して社会における女性の自立と地位向上を叶えるという考えとその実践は、創立当時から今日まで常に独自性が際立ったものであり、現代においても、建学の精神を具現化するための様々な教育や取り組みを行っている。

例えば、社会人として必要な教養や職業人として求められる専門性の修得を目的に、全学生が選択的に必修すべき科目を「ファンデーション」、「グローバルな多様性社会に必要な知識を身につける」、「美大生としての基礎力・創造力を養う」、「アートを社会と生活に生かす」、「語学力を高め世界で活躍する」の5つの科目群に分けて設定している。

中でも特徴的な科目である「女子美基礎講座」及び「女子美の教養」は、本学での重点科目である「ファンデーション科目」に位置付けられ、共通教養から美術教養へ進む「積み上げ式カリキュラム」の土台となっている。「女子美基礎講座」は、本学の建学の精神、教育内容及び大学で必要な学習方法等を理解し、学習意欲や目的意識を高める授業であり、「女子美の教養」は、本学学生として、また自立した人間として必要な教養とは何かを「知る」ための授業であり、学生自身がどのような教養科目を履修してどのように創作や研究に活かすかを考え、履修計画を立てられるようにすることを目的としている。

他の取組みの一例としては、今日の女性を取り巻く社会的な課題への取組みを通じて建学の精神を実践するため、「保育士資格試験受験対策プログラム」を編成している。これは、造形教育に優れた保育士という特徴的な人材を輩出して、美術・デザイン系分野の女子学生が卒業後に活躍できる職域を更に拡大し、「芸術による女性の自立」と「専門の技術家・美術教師の養成」を進展させることを意図している。同時に、広く女性たちの子育てと社会進出を支援することにも寄与しており、「女性の社会的地位の向上」への貢献も期待できる。

II. 沿革

学校法人及び短期大学の沿革は、以下のとおりである。

<学校法人の沿革>

明治 33 (1900) 年	私立女子美術学校設立の認可を受ける
明治 34 (1901) 年	本郷弓町の校舎において開校、校章制定
明治 42 (1909) 年	本郷菊坂町に新校舎落成、弓町より移転
大正 4 (1915) 年	私立女子美術学校附属高等女学校を開校
大正 5 (1916) 年	附属高等女学校を私立佐藤高等女学校に改称
大正 6 (1917) 年	財団法人私立女子美術学校に組織変更
大正 8 (1919) 年	私立女子美術学校を女子美術学校に改称
昭和 4 (1929) 年	専門学校に昇格し、女子美術専門学校に改称
昭和 10 (1935) 年	杉並キャンパスに移転
昭和 22 (1947) 年	学制改革により佐藤中学校発足
昭和 23 (1948) 年	学制改革により佐藤高等学校発足
昭和 24 (1949) 年	学制改革により女子美術大学発足
昭和 25 (1950) 年	財団法人を学校法人に改組
昭和 26 (1951) 年	佐藤高等学校・佐藤中学校を女子美術大学附属高等学校・中学校に改称
昭和 43 (1968) 年	茅ヶ崎校地に女子美術大学附属幼稚園開設（～1990年）
平成 2 (1990) 年	相模原キャンパス開校 女子美術大学芸術学部絵画学科、デザイン学科、工芸科、芸術学科を設置
平成 6 (1994) 年	女子美術大学大学院美術研究科修士課程を設置
平成 8 (1996) 年	女子美術大学大学院美術研究科博士後期課程を設置
平成 12 (2000) 年	創立百周年記念式典挙行（東京国際フォーラム）
平成 13 (2001) 年	女子美術大学芸術学部絵画学科、工芸学科、立体アート学科、デザイン学科、メディアアート学科、ファッション造形学科、芸術学科を設置 相模原キャンパス創立百周年記念棟落成記念式典挙行 女子美アートミュージアム（JAM）落成
平成 15 (2003) 年	女子美術大学研究所、女子美オープンカレッジセンターを設置
平成 22 (2010) 年	女子美術大学芸術学部美術学科（4専攻）、デザイン・工芸学科（4専攻）、アート・デザイン表現学科（4領域）を設置 創立百十周年記念式典挙行（有楽町朝日ホール）
平成 27 (2015) 年	女子美術大学附属高等学校・中学校創立百周年記念式典挙行（中野サンプラザ）
平成 28 (2016) 年	女子美術大学大学院美術研究科修士課程を同博士前期課程に名称変更

女子美術大学短期大学部

令和 2 (2020) 年	創立百二十周年記念式典挙行 (杉並キャンパス)
令和 5 (2023) 年	女子美術大学芸術学部共創デザイン学科を設置
令和 7 (2025) 年	創立百二十五周年記念式典挙行 (青山スパイラル)

<短期大学の沿革>

昭和 25 (1950) 年	女子美術大学短期大学部を設置。服飾科を設置
昭和 28 (1953) 年	女子美術大学短期大学部に服飾別科 (1 年制課程) を設置
昭和 30 (1955) 年	女子美術大学短期大学部服飾科を服飾・図工の 2 コースに分ける
昭和 32 (1957) 年	女子美術大学短期大学部図工科を設置
昭和 35 (1960) 年	女子美術大学短期大学部服飾科を服飾美術科、図工科を造形美術科、服飾別科を別科に改称
昭和 37 (1962) 年	女子美術大学短期大学部を女子美術短期大学に改称
昭和 38 (1963) 年	女子美術短期大学服飾美術科を服飾科、造形美術科を造形科に改称 女子美術短期大学服飾科に洋裁・和裁・刺繍の 3 教室を設置 女子美術短期大学造形科に図案・生活美術・衣服美術・絵画の 4 教室を設置 女子美術短期大学服飾科和裁教室は 1 回の卒業生をもって廃止 女子美術短期大学専攻科 (1 年制) を設置
昭和 42 (1967) 年	女子美術短期大学造形科に彫塑教室を設置
昭和 43 (1968) 年	女子美術短期大学造形科を改組し、7 教室を設置 (絵画・彫塑・グラフィックデザイン・ディスプレイデザイン・生活デザイン・テキスタイルデザイン・衣服デザイン)
平成 5 (1993) 年	女子美術短期大学造形科を改組し、5 専攻設置 (絵画・彫塑・情報デザイン・空間デザイン・生活デザイン) 女子美術短期大学服飾科洋裁教室を服飾デザインコース、刺繍教室を刺繍コースに改称
平成 7 (1995) 年	女子美術短期大学服飾科に服飾文化コースを設置
平成 8 (1996) 年	女子美術短期大学専攻科が学位授与機構による認定を受ける
平成 10 (1998) 年	女子美術短期大学別科服飾コースを廃止、服飾専修を造形専修に改称
平成 13 (2001) 年	女子美術短期大学を女子美術大学短期大学部に改称、造形科を造形学科に改称
平成 14 (2002) 年	女子美術大学短期大学部服飾科を廃止
平成 15 (2003) 年	女子美術大学短期大学部別科造形専修を別科現代造形専修に改称
平成 19 (2007) 年	女子美術大学短期大学部別科現代造形専修を別科基礎造形専修に改称
平成 21 (2009) 年	女子美術大学短期大学部別科基礎造形専修を募集停止
平成 22 (2010) 年	女子美術大学短期大学部造形学科の教育組織を美術コース、デザ

女子美術大学短期大学部

	インコース（情報デザイン・創造デザイン）に変更
平成 29（2017）年	女子美術大学短期大学部造形学科デザインコース（情報デザイン・創造デザイン）を改組し、同コースにグラフィック・メディア・テキスタイル・スペースの 4 分野を設置
令和 3（2021）年	女子美術大学短期大学部別科を廃止
令和 5（2023）年	女子美術大学短期大学部造形学科デザインコースの 1 分野（スペース）をプロダクトに変更

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的

1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映

- ①学内外への周知
- ②中期的な計画への反映
- ③三つのポリシーへの反映
- ④教育研究組織の構成との整合性
- ⑤変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A.使命・目的及び教育研究上の目的をどのように学生、教職員、役員、学外関係者に周知しているか。

建学の精神は、①『大学案内』、②『大学案内』タブロイド版、③本学ホームページ、④大学ポートレート、⑤『履修の手引』、⑥全教職員と学生へ配付する情報手帳「女子美手帖」、の6つの媒体に掲載している。建学の精神に基づく人材養成は、卒業生の社会での活躍ぶりを通して人々に認知されるので、これを①『大学案内』、②『大学案内』タブロイド版、③本学ホームページ、⑦学校法人発行の広報誌『女子美』の4つの媒体で紹介している【1-1-1~3、1-1-a~d】。

教育理念は、これを、①『大学案内』、②『大学案内』タブロイド版、③本学ホームページ、⑥「女子美手帖」の4つの媒体に掲載している。また、毎年4月のオリエンテーションでも学生に周知している。

本学の目的は、学則第1条に、造形学科の教育目的は、学則第2条の2に、それぞれ規定している。学則は、③本学ホームページ、⑥「女子美手帖」及び教職員専用の本学規程閲覧システムにより公開している【1-1-4】。

教育目標は、⑤『履修の手引』においてやや平易な表現を用いて記載している。『履修の手引』とは、履修登録などにおいて登録申請を行うすべての学生及びその指導や支援に当たる教職員が参照するもので、履修上の注意点や単位認定の基準、学習評価やGPA制度などを網羅的に記載するとともに、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）や教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）も掲載しており、学生の学習全般の指針となる構成となっている【1-1-3】。

その他、使命や目的についての学生の理解を促すものとして、ファンデーション科目に属する「女子美基礎講座」において、本学の建学の精神、教育内容及び大学で必要な学習方法等を理解し、学習意欲や目的意識を高めるための授業を展開している【1-1-e】。

学外関係者への働きかけとしては、本学関係者の作品展覧会を開催し、「芸術による女性の自立」を目指す教育研究活動の成果を社会へ伝えている。これは、本学と併設大学とで設置する博物館法上の大学付属博物館である女子美術大学美術館（以下「美術館」という。）

が運営する展示施設「女子美ギャラリーニケ」（杉並キャンパス）と「女子美アートミュージアム」（併設大学の相模原キャンパス）において、学生、卒業生、教員の作品企画展を随時開催しており、広く学外者に公開している【1-1-f~g】。

また、平成 24 年度に杉並キャンパスに歴史資料展示室を設置した。その目的は、本学（併設大学を含む）がたどった歴史や特色を概観できる歴史資料の常設展示により、本学構成員と学外者の本学に対する理解を深めることである。年 2 回程度企画展の形態で展示替えし、その都度、広報チラシとポスターを作成して関係者へ配布し、又は掲示している【1-1-h】。

なお、杉並キャンパスに創業者像、併設大学の相模原キャンパスに創業者像と建学の精神を紹介する碑があり、本学構成員と学外者が本学の起源を容易に理解できるようにしている。さらに、創立記念日には、本学の役員、教職員、学生の代表が出席する創立記念祭と創立者の墓参を実施しており、本学の構成員又は学生としての使命感や目的意識の涵養に努めている【1-1-i】。

A.使命・目的及び教育研究上の目的を中期的な計画に反映しているか。

本学では、旧私立学校法第 45 条の 2（改正私立学校法では第 148 条）が求める「事業に関する中期的な計画」として、5 年に一度、中期事業方針及び中期事業計画を策定している。この方針及び計画の策定にあたり、建学の精神、教育理念などがより実効性や実現性の高い計画として盛り込まれるよう、併設大学とともに「女子美の戦略的ポジショニング」を設定している【1-1-j】。

この「女子美の戦略的ポジショニング」は、平成 30 年に理事会の下に置かれた経営企画会議で決定し、理事会が承認したもので、建学の精神を現代の社会環境において実現するために、本学の方向性と在り方を表明したものである。戦略的ポジショニングとは、「大学が生き残っていくために必要なめざすべき姿」のことを言い、本学の特徴、強みや他大学との差別化を表している。最終的に獲得すべき総合的なポジション（高等教育界における本学の立ち位置）であるグランドポジショニングを『女性』一人ひとりが芸術的能力を最大限に発揮し自立できる人材を育成する、オンリーワンの美術大学」とし、これを獲得するためのより具体的なポジショニングとして「女性のための美大」「アジア・世界を見据えた美大」「教育力の高い美大」の 3 点の実現を掲げている。理事会は「女子美の戦略的ポジショニング」の獲得を現在の中期事業計画の中核の一つに位置付けており、これらの 3 領域における具体的な施策・取組の実施又はそれらの実現可能性の検討を計画項目として取り込んで、その進捗状況及び達成状況を管理し、着実に進めている【1-1-k】。

A.使命・目的及び教育研究上の目的を三つのポリシーに反映しているか。

本学では本学の建学の精神、目的を実現させるため、「学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生受け入れ方針策定のための全学的な基本方針」として、策定の単位、手続き、留意点、策定後の活用について明文化したものを令和 4 年 2 月 10 日に学長決定した。その中で「3 策定上の留意点」として「・建学の精神、教育理念、教育目的、教育目標（以下、「建学の精神等」という。）との整合性や 3 つの方針間の一貫性を維持する。」と定めている。建学の精神である「芸術による女性の自立」「女性の社会的地位

の向上」「専門の技術家・美術教師の養成」、教育理念および短期大学部の目的を踏まえ、教育目標を明確にした上で策定した【1-1-1】。

ディプロマ・ポリシーでは、4つの観点において学生が卒業までに到達しなければならない基準を示している。カリキュラム・ポリシーは、建学の精神を受けて、目的、教育目標を実現するために必要な教育課程の構築に当たり、学位授与の方針に沿って策定した。アドミッション・ポリシーは、これらを踏まえて求める学生像として具体的に明示している【1-1-5】。

教育理念

高い教育力を通して、学生一人一人に、社会・世界について広く深い見識<教養・理論>と、精神的・経済的に自立できる能力<技術・芸術的創造力>を修得させることにより、女性をはじめ多様な人々が活躍する世界の実現に向けた担い手を育成する。

目的（学則第1条）

本学は、女子に対し、美術及びデザインに関する教育を施し、教養高く、芸術的創造力の豊かな女性の専門技術者を育成することを目的とする。

教育目標

自由な科目選択を通して多様な表現領域を横断的に学ぶことで、芸術的感性と知性を培い、確かな技術を修得し、柔軟に考え自ら選択する力を養うことを教育目標とする。

このことにより自分の未来を描ける個性豊かな表現者や社会で活躍できる専門家を育成する。

短期大学部 造形学科 ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

以下を身につけたものに対して、学位を授与します。

- ・社会人にふさわしい教養、考え方を身につけている。
- ・美術、デザインの専門能力を修得し、広い視野と洞察力によって独自の発想を表現することができる。
- ・自らの創作について、他者に伝えるプレゼンテーション能力、コミュニケーション能力を身につけている。
- ・美術、デザインの活動を通して、広く社会に貢献できる能力を身につけている。

短期大学部 造形学科 カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

共通科目

以下の教育課程編成の分類毎にそれぞれの設定する能力を養成する科目を配置します。

- ・多様性が尊重される社会において、ジェンダー、国際社会と日本、自然環境と人間、芸術について広く学び自己理解をすることで、社会人にふさわしい考え方や幅広い教養を養う科目を配置する。
- ・芸術的理論と技法を活用し、自分の未来像（キャリア）をデザインし、生涯にわたり

広く社会に貢献できる主体的な実践力、マネジメント力、協働する力を養う科目を配置する。

- ・美学、美術史、色彩や図学など、芸術分野における基礎力、芸術的感性を培い、独創性を高めて具現化することのできる創造的思考力・判断力を養う科目を配置する。
- ・グローバル社会において多様な他者の文化的背景を理解し、自身の創作や考えについての確に伝えるコミュニケーション能力を養う科目を配置する。

専門科目

現代の多様化する美術、デザインの表現領域を多角的に捉えたカリキュラムとなっており、本人の実技体験を通して、専門分野を絞り込むことができる選択制を取り入れています。1年次前期は専門科目を限定せず、13種類の科目から4科目を自由に選択します。美術、デザインの基礎を学ぶとともに、自己の表現の幅を広げることが目的としています。1年次後期からは前期の体験をもとに美術コース、デザインコース（グラフィック・メディア・テキスタイル・プロダクト）の各領域を選択、より専門性の高い知識や技術を集中的に修得しながら、自らの発想を表現することを学びます。2年次後期はそれまで培った知識、技術、表現力を基にして卒業制作に取り組みます。2年間の集大成として自己の発想、表現の可能性を追求し作品として成立させること、そして社会に対して発表することを学びます。

短期大学部 造形学科 アドミッション・ポリシー（求める学生像）

「美術・デザインに深い興味を持ち専門家として活躍することを目指す人」

「美術・デザインを通して社会に貢献し自立したいという意欲のある人」

「自らの将来像を積極的に探求しようとする人」

「自分を含めた社会全体をよく観察し理解しようとする姿勢をもつ人」

「個性を素直に表現できる人」

を求めています。

A. 使命・目的及び教育研究上の目的を達成するために必要な学部・学科などの教育研究組織を整備しているか。

短期大学部では造形学科及び専攻科を設置しているが、教育目標で「自由な科目選択を通して多様な表現領域を横断的に学ぶことで、芸術的感性と知性を培い、確かな技術を修得し、柔軟に考え自ら選択する力を養うことを教育目標とする。このことにより自分の未来を描ける個性豊かな表現者や社会で活躍できる専門家を育成する。」と謳っている【1-1-6】。これに基づいて、造形学科では1年次前期は専門科目を限定せずに自由選択授業「基礎造形」が中心となっており、専門分野を選択するのは1年次後期からとするカリキュラムをとっている【1-1-7】。また、専攻科は短期大学部2年間の教育組織の上に置かれ、実践に即した専門的な知識と高度な技術の習得を目指すことができる【1-1-8】。

A.社会情勢や組織の改編などに対応し、必要に応じて使命・目的及び教育研究上の目的の検証を行っているか。

建学の精神は、建学当時の創立者の意思の表象であり、高度の普遍性を有するものとして、その根底にあるものは変更すべきではない、と考えている。ただし、社会情勢の変化等に対応して、その精神をより適切に、またより分かりやすく表現するため、時代背景等に応じた文言を選択することは必要であると考えている。

教育理念は、建学の精神を現代に適合する形で具現化する基本理念であり、やや高度の普遍性を有するが、社会情勢の変化等を考慮し、必要に応じ検証した上で、ある程度柔軟かつ機動的に改正されてしかるべきと考える。直近では、令和5年度に、従来は設置校ごと及び課程ごとに設定されていた教育理念について、併設大学を含めた全課程に共通するものとして再構築した。その手続きは、教員が主な構成員となる女子美教育理念等検討委員会、教学運営会議、教授会、及び外部理事を含む理事会での審議及び決定により行った【1-1-9~12】。

本学の目的及び教育目的は、本学学則に定めており、ある程度の普遍性を有するが、他方、学則別表に定める科目群と密接に関連するなど、教育課程との整合性が求められるものであり、社会情勢や教育組織等を考慮し、定期的に検証の上で、柔軟かつ機動的に改正すべきと考える。直近では、令和5年度の教育理念の検証と同時に検証を行ったが、その際、特段の改正は不要との結論を得ている。

他方、上記とは異なる検証方法としては、全学内部質保証推進委員会及び自己点検・評価委員会が所管し、教員及び職員が協働して実施する自己点検・評価が挙げられる。本学において定期的に実施する自己点検・評価は、本学が加盟する認証評価機関である日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に準拠しているが、具体的には、同機関が定める評価上の2つの留意点（「使命・目的及び教育研究上の目的を三つのポリシーに反映しているか」及び「使命・目的及び教育研究上の目的を達成するために必要な学部・学科などの教育研究組織を整備しているか」）に基づく自己点検・評価を実施し、使命・目的及び教育研究上の目的と、三つのポリシー及びそれを前提とした教育組織・教育課程における教育内容・教育方法との整合性の確認を通して、三つのポリシーや教育内容・教育方法の検証とともに、その上位に位置する教育理念や教育目的等における表現の適切性等の検証も行っている【1-1-13~14】。

[基準1の自己評価]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

成果が出ている取組みについては、前述した①学内外への周知、②中期的な計画への反映、③三つのポリシーへの反映、④教育研究組織の構成との整合性、⑤変化への対応のいずれにおいても、一定の成果が出ていると評価する。

そのうち、特色のある取組みとしては、①において、「女子美の基礎講座」という初年次教育科目を通して、全学生を対象とした教育理念等の周知を行っていることが挙げられる。

同じく①では、美術大学ならではの附置機関である「女子美術大学美術館」、そして125年に及ぶ本学の歴史的資料を収集、管理し研究する「歴史資料室」による展覧会活動を挙げたい。

②においては、「女子美の戦略的ポジショニング」を通して、教育理念等を抽象的な理念等で完結させるのではなく、法人経営及び教学運営上管理可能な具体的事業計画項目として反映している点が挙げられる。

⑤においては、前述のとおり、通常の教学運営等に関する会議体から独立して、本学の使命・目的である教育理念等の見直しなどを重点的に集中審議するための「女子美教育理念等検討委員会」を設置している。直近では令和5年度に開催するなど、定期的でないものの、教育理念等の見直しを行う際には、活発で精緻な議論を展開している点が特徴的であるといえる。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

令和5年度の外部評価において、「芸術業界で女性の自立を目的とした際、女性が持っている性質の具体的な活躍とはどのような成果を指すのかを今後明瞭に示す必要がある」、「男女共学とは異なる教育効果を前提に、学生や卒業生は女性ならではの芸術的感性でどのような貢献を社会に示すのか、また貢献の枠組みをどのように作るのかが課題」、また、「近年のジェンダーに対しての社会の変化にあって、女子大であることの意味や、短大ならではの社会からのニーズについては今後ますます存在の必要性の発信が求められるようになっていくことが想像される」との指摘があった。

また、履修登録などにおいて登録申請を行うすべての学生及びその指導や支援に当たる教職員が参照する『履修の手引』において、本学の使命・目的を明示した建学の精神、教育目標、教育目的等が、体系的に一覧できるように記載されていない。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

現代にあって、引き続き本学の教育の対象を女子のみとすることについては、その前提として、我が国における女性の社会的地位が男性よりも低いという認識の存在が挙げられる。この点、我が国と世界各国のジェンダーギャップ指数等を比較する限り、異論はないと思われる。

そして、このギャップの解消ないし縮小のための方策として、高等教育機関、美術教育機関において女子のみを対象とする教育環境を設けることが有効か、という命題について、我々は向き合う必要がある。

本学は、こうした命題を視野に入れ、併設大学の附置機関である「女子美術大学研究所」内に「女子美クリエイティブ・ラボラトリー」（通称「女子美ラボ」）を設置した。この「女子美ラボ」では、卒業生の連携強化やジェンダーに関する基本的な認識の確立に取り組んでいるところであり、将来的には、美術分野における女子の高等教育機関の社会的有効性に係る事例の調査、集積、およびそれらへの考察を通じた新たな知見の発見や創出などを試みつつ、高等教育、美術教育及び女子教育の社会的結節点ともいえる本学の存在意義や今後のあるべき姿を示すための研究活動を実施することを視野に入れている。

また、本学の使命・目的の『履修の手引』への体系的記載については、学生及び教職員への周知方法を総合的に検証する際に、併せてそのあり方についても検討を試みる。

基準 4. 教育課程

4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

①ディプロマ・ポリシーの策定と周知

②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① ディプロマ・ポリシーの策定と周知

A.ディプロマ・ポリシーを定め、周知しているか。

建学の精神、教育理念、教育目的及び教育目標をもとにディプロマ・ポリシーを定めており、これを『大学案内』、『履修の手引』、大学ホームページ、大学ポートレートに掲載して学内外へ公表している【4-1-1~4、4-1-a~b】。

学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

以下を身に付けたものに対して、学位を授与します。

- ・社会人にふさわしい教養、考え方を身につけている。
- ・美術、デザインの専門能力を修得し、広い視野と洞察力によって独自の発想を表現することができる。
- ・自らの創作について、他者に伝えるプレゼンテーション能力、コミュニケーション能力を身につけている。
- ・美術、デザインの活動を通して、広く社会に貢献できる能力を身につけている。

4-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

A.ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準などを適切に定め、周知し、厳正に適用しているか。

ディプロマ・ポリシーに明示している学習成果を獲得するための教育体制を整備している。成績評価の基準は、学則第 30 条（学習の評価）で S・A・B・C・D の 5 段階評価と定めており、S~C 評価について単位を認定している。基準を厳正に適用するため、科目ごとの具体的な到達目標、評価の方法等については各科目のシラバスに記載している。

全教員に対しては、シラバスの評価方法の記載に関する要項を配付し、どのような尺度で評価するかをシラバスに明確に記載させるとともに、評価基準の統一化を図っている。具体的な成績登録方法は、電子教務システム内の「成績登録要領」に掲載して、判定基準を明確に示し、全教員への周知・徹底を図っている。

学生にはポータルサイトを通じて周知している【4-1-5~11、4-1-a~d】。

シラバス各項目に関する記載上の注意事項について（一部抜粋）

「評価方法」【必須項目】（全角 500 文字まで）

・大学・短大

成績評価方法の評価項目と各割合（重み）を以下の手順に基づき具体的な数字（%）で記入。また、課題に対するフィードバックの方法についても記入。

・大学院

上記の他、研究指導科目においては、修士作品・修士論文・研究作品に係る評価基準も明示。

- ① 原則、評価の合計を100%とし、各評価項目に割合(%)を記載。
- ② 評価方法に関する記述中の「試験・テスト・期末考査」またはそれに類する文言
⇒ 到達度評価、学習成果の確認・測定などに変更。
- ③ 「授業出席」等の出席に関する評価項目は使用しない。
- ④ 補足説明について

「受講態度」「制作態度」「取組み姿勢」「参加意欲」「積極性」など抽象的な評価基準は避け、やむを得ず使用する場合は、どのような尺度で「積極性」等を評価するか、具体的に明示。

・参考・例文

現行の評価方法の記載例です。(模範例ではありません)

[講義科目例]

■ 評価方法

到達度評価 40%、授業内課題 20%、受講態度・積極性 40%

参加・実践型の授業なので、授業への積極的取り組みを評価します。また、毎授業内にリアクションペーパー(ミニレポート)を配付し、提出してもらいます。

[実技科目例]

■ 評価方法

課題作品 60%、技術習得度 20%、制作態度・積極性 20%

課題作品、課題制作のプロセス、創意工夫、プレゼンテーションの態度、説明能力、デザイン提案企画書の内容を評価する。

・必要に応じて各評価項目、評価方法、課題に対するフィードバックの方法について補足説明を記載。

課題に対するフィードバックの方法 例:リアクションペーパーへのコメント返却、模範解答・レポートの公開

・避けていただきたい評価方法の表現

100%にて各評価項目を記載するため、割合(%)の記述と矛盾する以下のような表記は避ける。

- ～にて総合的に評価する／～の総合的観点から評価する／～などの総合評価をする
- ～についての評価を統合する／～を総合して行う／平常点でつけます

成績登録要領 (一部抜粋)

成績評価に関する取扱いについて

成績評価はS・A・B・C・Dの5段階です。C以上は合格、Dは不合格、F(不可)は不合格、Hは保留です。

合格				不合格	不可	保留 (実技のみ)
S	A	B	C	D	F	H
100点～ 90点	89点～ 80点	79点～ 70点	69点～ 60点	59点以下	出席不良	仮措置

【S・A・B・C】合格

通常授業に(原則)3分の2以上出席、なおかつ試験を受験(またはレポート・作品提出)し、その水準が合格点に達しており、単位として認定する場合

※再試験（代替レポート）合格の場合の評価は、「C」のみです。

<ご注意ください> 【D(不合格)】評価、【F(不可)】評価の判定基準をよくご確認ください、採点登録をお願いします

【D】不合格

通常授業に(原則)3分の2以上出席し、当該科目の成績評価が合格水準を満たしていないと判定した場合

【F】不可(再試験 受験資格 なし)

採点の対象にならない場合。卒業年次生の卒業必要科目であっても、原則として、再試験・特別措置等の救済措置は講じられず、卒業延期となる場合があります。

① 出席不良(原則 出席が授業回数の3分の2に満たない者)

採点入力画面の「総授業回数」欄に全授業回数を、「出席回数」欄に出席回数をご記入ください。

② 採点の対象物がない(レポート・作品の未提出、試験の不受験など)

備考欄に当該学生名と共に必ず理由をご記載ください。

B.ディプロマ・ポリシーを踏まえた卒業認定基準、修了認定基準などを適切に定め、周知し、厳正に適用しているか。

ディプロマ・ポリシーを踏まえ、学則第 37 条に定める卒業要件単位数である 62 単位(共通科目 24 単位、専門科目 38 単位)をもって卒業認定を行っている。

卒業の要件は学則で、学位授与の要件等は「女子美術大学短期大学部学位規程」で、それぞれ次のように定めている【4-1-1、3、5~6】。

女子美術大学短期大学部学則（一部抜粋）

(学習の評価)

第 30 条 試験等の評価は、S・A・B・C・D をもって表し、C 以上を合格とする。

(卒業の要件)

第 37 条 本学を卒業するためには、2 年以上在学し、所定の共通科目、専門科目から必修科目、選択科目を含め、合計 62 単位以上を修得しなければならない。

(卒業の認定)

第 38 条 本学に 2 年（第 23 条の規定により入学した者については、同条第 2 項により定められた在学すべき年数）以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

(学位の授与)

第 38 条の 2 卒業を認定された者に対し、短期大学士（芸術）の学位を授与する。

2 学位に関する規則は別に定める。

女子美術大学短期大学部学位規程（一部抜粋）

(学位授与の要件)

第 3 条 短期大学士の学位は、学則第 38 条の規定に基づき本学を卒業した者に授与する。

(学位の授与)

第4条 学長は、学則第38条の規定に基づき、卒業を認定されたものに学位記を授与する。また、授与できない者には、その旨を通知する。

卒業の要件は、学生に配付する『履修の手引』においてより明確に示しており、共通科目 24 単位（「ファンデーション」4 単位、「グローバルな多様性社会に必要な知識を身につける」6 単位、「美大性としての基礎力・想像力を養う」6 単位、「アートを社会と生活に生かす」2 単位、「語学力を高め世界で活躍する」2 単位）、専門科目 38 単位（1 年次前期必修 10 単位、1 年次後期～2 年次選択必修 28 単位）合計 62 単位以上の取得とする。教授会が、取得単位数が要件を満たしているかどうかを審議した後、学長が卒業を認定し、短期大学士（芸術）の学位を授与する【4-1-3-6】。

4-2. 教育課程及び教授方法

- ①カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- ②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- ③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- ④教養教育の実施
- ⑤教授方法の工夫と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

A.カリキュラム・ポリシーを定め、周知しているか。

次の通り、共通科目と専門科目の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を定めている。また、これを『大学案内』、『履修の手引』、大学ホームページ、大学ポータルサイトに掲載して学内外へ公表している。【4-1-1、3~4、6】【4-2-1】

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

共通科目

以下の教育課程編成の分類毎にそれぞれの設定する能力を養成する科目を配置します。

- ・多様性が尊重される社会において、ジェンダー、国際社会と日本、自然環境と人間、芸術について広く学び自己理解をすることで、社会人にふさわしい考え方や幅広い教養を養う科目を配置する。
- ・芸術的理論と技法を活用し、自分の未来像（キャリア）をデザインし、生涯にわたり広く社会に貢献できる主体的な実践力、マネジメント力、協働する力を養う科目を配置する。
- ・美学、美術史、色彩や図学など、芸術分野における基礎力、芸術的感性を培い、独創性を高めて具現化することのできる創造的思考力・判断力を養う科目を配置する。
- ・グローバル社会において多様な他者の文化的背景を理解し、自身の創作や考えにつ

いて的確に伝えるコミュニケーション能力を養う科目を配置する。

専門科目

現代の多様化する美術、デザインの表現領域を多角的に捉えたカリキュラムとなっており、本人の実技体験を通して、専門分野を絞り込むことができる選択制を取り入れています。1年次前期は専門科目を限定せず、13種類の科目から4科目を自由に選択します。美術、デザインの基礎を学ぶとともに、自己の表現の幅を広げることを目的としています。1年次後期からは前期の体験をもとに美術コース、デザインコース（グラフィック・メディア・テキスタイル・プロダクト）の各領域を選択、より専門性の高い知識や技術を集中的に修得しながら、自らの発想を表現することを学びます。2年次後期はそれまで培った知識、技術、表現力を基にして卒業制作に取り組みます。2年間の集大成として自己の発想、表現の可能性を追求し作品として成立させること、そして社会に対して発表することを学びます。

4-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

A.カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保しているか

3つの方針は、令和4年2月10日に学長決定した「女子美術大学短期大学部学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学的な基本方針」に基づき、建学の精神、教育理念、教育目的、教育目標との整合性や3つの方針間の一貫性を維持して策定している【4-2-a】。

また、随時見直しを行っており、直近では、令和4年度に、教育組織・教育課程検討委員会において、令和5年度からの短期大学部再編に向けて既存の両ポリシーの見直しを検討した。短期大学部運営委員会、短期大学部教授会での審議を経て、共通科目についてはディプロマ・ポリシーを新設するとともに、既存のカリキュラム・ポリシーを改訂した。専門科目のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーについては、既存の内容を再編後の教育課程に沿うよう修正した。

女子美術大学短期大学部学位授与方針、教育課程の編成・実施方針 及び学生の受け入れ方針の策定のための全学的な基本方針

令和4年2月10日 学長決定

女子美術大学短期大学部は、理念・目的を実現するために、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針（以下、「3つの方針」という。）の策定のための全学的な基本方針を以下の通り定める。

1 策定の単位

3つの方針は、原則として授与する学位ごとに策定する。ただし、他の単位で策定することを妨げない。

2 策定の手続

3つの方針は、短期大学部運営委員会、教学運営会議、短期大学部教授会の議を経て、学長が決定する。

3 策定上の留意点

・建学の精神、教育理念、教育目的、教育目標（以下、「建学の精神等」という。）と

の整合性や3つの方針間の一貫性を維持する。

- ・学外への公表を前提とすることから、平易で簡潔な文言の使用を心掛ける。
- ・教育の質の向上に向け、必要に応じた見直しを行う。

4 策定後の活用

- ・3つの方針に基づき教育活動を展開するとともに、教育活動の有効性の検証とその検証結果を踏まえた改善・向上を恒常的・継続的に行う。
- ・3つの方針が当方針に沿って策定され、また3つの方針に基づく教育活動、その検証及び改善・向上の一連のプロセスが適切に展開するよう、必要な運営等を行う。
- ・教育活動の有効性を検証し必要な改善・向上を図るために、内部質保証のための全学的な方針及び手続に基づき、学科・コース、その他の組織は、建学の精神等並びに3つの方針及びその他の方針に照らしながら、定期的に自己点検・評価を行う。

4-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

A.カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成し、実施しているか。

教育課程は、カリキュラム・ポリシーに沿って体系的に編成しており、授業科目から得られる学修成果を具体的に理解できるようにカリキュラム・マップとカリキュラム・ツリーを整備している【4-1-2~3、6】【4-2-2】。

B.シラバスを適切に整備しているか。

学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて、全授業科目（共通科目・専門科目・教職課程関連科目）でシラバスを整備し、採点・評価の指標となる到達目標を定め、明記し、学内外へ公表している【4-1-7~11】【4-2-3】。

C.履修登録単位数の上限の適切な設定など、単位制度の実質を保つための工夫を行っているか。

女子美術大学短期大学部学則第28条の2に基づき「履修科目の登録の上限に関する内規」を制定し、これにより学年ごとの履修上限単位数を定め、単位制度の実質化を図っている【4-1-2】【4-2-b、c】。

女子美術大学女子美術大学短期大学部履修科目の登録の上限に関する内規
(目的)

第1条 この内規は、女子美術大学学則第28条の2及び女子美術大学短期大学部学則第28条の2に基づき、履修科目の登録の上限について定める。

(履修科目の登録の上限)

第2条 履修科目の登録の上限は、1年次42単位、2年次以降49単位とする。

(対象外科目)

第3条 次の各号については、履修科目の登録の上限から除くものとする。

(1) 卒業又は修了要件に含まれない科目

(※教職科目、学芸員科目)

(2) 学習時間を単位数の基礎としない科目

<p>(※サービ斯拉ーニング、インターンシップ、国際留学プログラム、卒業制作・研究)</p> <p>(3) 学外機関による評価を単位認定の基礎とする場合 (※外国語検定資格試験、単位互換制度協定校提供科目)</p> <p>(4) その他学長が認める場合 (内規の改廃)</p> <p>第4条 この内規の改廃は、両教授会の議を経て学長が決定する。</p> <p>付 則</p> <p>1 この内規は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度入学者（編入学者を除く）より適用する。</p>

4-2-④ 教養教育の実施

A. 教養教育を適切に実施しているか。

教養教育は、専門の枠を超えて美術や芸術を学ぶ上で基礎となる知識の育成を担う分野であるという認識のもと、教養教育で育てたい能力、輩出したい人材像・本学学生のヴィジョンを明確にした学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を策定し、これら方針のもと、本学重点科目となるファンデーション科目を土台として幅広い知識を学べる共通科目を開設し、適切に実施している。

また、女子美術大学芸術学部との単位互換により、学部共通科目（杉並キャンパス開講）のうち、造形学科に開設していない科目の履修を認めることで、教育課程の充実、学生の教育機会の拡大、幅広い視野の育成と学習意欲の向上を図っている【4-1-1、4】【4-2-2、4-2-c】。

共通科目の概要（『履修の手引 女子美術大学短期大学部 2025』から抜粋）

ファンデーション科目

「女子美基礎講座」「女子美の教養」を柱として開設しています。「女子美基礎講座」では、本学が輩出してきた過去から現在に至るまでに活躍する卒業生（および在学生）について触れ、学生の未来へと繋げていくことで、本学の理念、女子美スピリッツを浸透、継承できる内容です。「女子美の教養」では、社会人、アーティストとして将来を歩んでいく際に、教養教育の学びが自身の専攻分野、興味・関心とどのように結びついて社会に活かされるのかを学びます。

- ・グローバルな多様性社会に必要な知識を身につける [多様性の理解]
的確な情報収集や分析、理論的思考・判断能力を養い、人文、社会、自然科学に関する知識・理解を深めるカリキュラムとなっています。次の3つの科目群から成り立っています。

●ジェンダー研究 ●国際社会と日本・文化 ●自然環境と人間

カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

多様性が尊重される社会において、ジェンダー、国際社会と日本、自然環境と人間、芸術について広く学び自己理解をすることで、社会人にふさわしい考え方や幅広い教養を養う科目を配置する。

- ・美大生としての基礎力・創造力を養う [創造的思考力]
制作や研究に主体的、計画的に取り組む関心・意欲・態度を養います。

カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

美学、美術史、色彩や図学など、芸術分野における基礎力、芸術的感性を培い、独創性を高めて具現化することのできる創造的思考力・判断力を養う科目を配置する。

- ・アート为社会と生活に生かす [実践力・マネジメント力]
生涯を通して学ぶ創作、研究（持続可能なアートスキル）への関心・意欲・態度を養い、地域社会への理解を深めるカリキュラムです。

カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

芸術的理論と技法を活用し、自分の未来像（キャリア）をデザインし、生涯にわたり広く社会に貢献できる主体的な実践力、マネジメント力、協働する力を養う科目を配置する。

- ・語学力を高め世界で活躍する [表現・コミュニケーション力]
創作や考えを伝える技能・表現・コミュニケーションスキルを身につけます。

カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

グローバル社会において多様な他者の文化的背景を理解し、自身の創作や考えについての的確に伝えるコミュニケーション能力を養う科目を配置する。

A.アクティブ・ラーニングなど、教授方法を工夫しているか。

美術系短期大学としての専門教育の特性を活かし、アートとデザインを通じて社会との共生を目指す学習を推進することを目的として、共通科目に「アートを社会と生活に生かす」の科目群を設け、「プロジェクト・スタディーズ」という授業を置いている。この授業では、地域社会（自治体・美術館・企業・NPO等）からの要請を受け、大学と地域が連携して、インタラクティブ&コミュニケーションをテーマとしたプロジェクトの企画・運営、問題解決型のアート&デザイン作品の制作演習を行っている。例としては以下のようなものがある。

●ヒーリング・アートプロジェクト

医療・福祉施設におけるアートによる社会貢献を目的としたプロジェクトで、総合病院、介護老人保健施設などにおいて、ヒーリング（癒し）を目的とした作品制作、設置を実践する。ヒーリング・アート（癒しを目的とした芸術）という観点から、医療・福祉施設の空間に関わり、その環境改善に役立てるというコンセプトによって進めていく。

●えどがわ伝統工芸産学公プロジェクト

東京都江戸川区と連携関係にあり、学生が伝統工芸者と協力して柔軟な発想と感性による新しい製品アイデアを提案している。伝統工芸産業（江戸風鈴、組子建具、陶芸、つりしのぶ、江戸扇子、型小紋、漆芸など）の製品開発、市場開拓、PRを目的とし、2003年度から継続して実施している。これまでに数多くの優秀な作品を市場に送り出している。

●人権アートプロジェクト

株式会社電通との連携による問題解決型のアート・デザインプロジェクトで、人権に関するスローガンについて、電通のクリエイターと本学学生がワークショップの中で対話を進めポスター表現として完成させるという取り組みである。平成19年から現在まで継続している。

B.授業を行う学生数（クラスサイズなど）は、教育効果を十分上げられるような人数と
なっているか。

美術系短期大学という特性上、専門科目の実技・演習では、入学時から卒業時まで一貫して教員が個別的な指導を行い、学生個人の資質に応じた丁寧な教育を実践している。専門分野ごとに専門的な工房を利用して制作を行うため、工房の施設・設備を最大限有効活用できる人数にクラスを編成している。

講義科目についても教育の質を高めるため、意図的に履修者を調整している。方法としては、履修者制限の必要に応じ抽選科目とする、履修者が多数見込まれる科目はあらかじめ複数の授業コマを設定、また学科別の指定クラスとするなどの対策をとっている。

4-3. 学修成果の把握・評価

①三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

②教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を概ね満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

A.三つのポリシーのうち、特にディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を明示しているか。

本学では三つのポリシーに基づいて学修成果を評価するための具体的な方法や基準を定めたアセスメント・ポリシーを令和4年3月14日に全学内部質保証推進委員会で審議・決定の上、学長決定した。アセスメント・ポリシーには「1. 評価基準」として「研究科、学部、学科、の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に示す能力等の修得状況を基準として評価する。」と記載している【4-3-5、7】。

女子美術大学・女子美術大学短期大学部 アセスメント・ポリシー

学生の学修成果を客観的に把握し学修成果を可視化することにより、教育・授業改善および学生がより効果的に学修成果を得ることを目的として、「学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）」「教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）」および「学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）」に基づき、学生の学修成果の評価（アセスメント）の方針（アセスメント・ポリシー）を次の通り定める。

1. 評価基準

研究科、学部、学科、の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に示す能力等の修得状況を基準として評価する。

2. 評価方法

機関（大学・短期大学部）レベル、学位課程（研究科・学部・学科）レベル、授業科

目レベルの各段階から、以下に示す評価指標を用いて総合的・多面的に評価・検証する。

各レベルの責任者は以下の通り。

- ①機関（大学・短期大学部）レベル：学長
- ②学位課程（研究科・学部・学科）レベル：美術研究科長・芸術学部長・短期大学部部長・大学教務部長・短期大学部教務部長
- ③授業科目レベル：各主任・授業科目担当者

①機関（大学・短期大学部）レベル

アセスメントテスト、就職率・進路決定率、授業アンケート、在学生調査、卒業生調査を用いて、大学・短期大学部における活動全体を通じた学修成果の達成状況を評価する。

②学位課程（研究科・学部・学科）レベル

各研究科・学部・学科の教育課程における卒業制作・修了作品または卒業論文・修士論文・博士論文、GPA、免許・資格の取得状況等から、学位課程としての学修成果の達成状況を評価する。

③授業科目レベル

シラバスに設定された科目の達成目標に対する成績評価や在学生調査、授業アンケート等の結果から、授業科目ごとの学修成果の達成状況を評価する。

以上

これに基づき、短期大学部が求める学修成果を本学ウェブサイト「女子美について」のページやシラバス、履修の手引き（履修の手引き（カリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリー、DP、CP）で学内外に広く公表している。「履修の手引き」には卒業に必要な単位数、履修期間、履修方法、教育の目標・学修成果に紐づく内容を明記しており、シラバスには科目別の内容・授業計画・評価の方法など、学生がどのような成果が求められているかを把握できる情報が含まれている。また、オリエンテーション期間にウェブサイトに掲載している新入生向けの動画「【重要】（新入生向け）履修登録・授業・成績評価、教職課程などについて（2025年4月5日公開）」では履修方法・認定単位・カリキュラム・Web上履修登録の手順など、学修・学習成果を達成するための制度的な枠組みを説明している。

また、「アセスメント・ポリシーに係る各指標」として、学修成果を把握・評価するためのエビデンスを何とするかについて下表の通り評価ツールを明示しているが、それぞれの評価ツール（エビデンス）における基準点等については具体的な査定の枠組みを構築中である。今後、教育の質保証に責任を負う組織である全学内部質保証推進委員会で査定の手法を検討し、点検することとしている【4-3-1~4、6】。

女子美術大学短期大学部

アセスメント・ポリシーに係る各指標

	入学時・入学後の指標	在学時の指標	卒業時・卒業後の指標
機関レベル (大学・短期大学部)	【直接的指標】 入学試験	【直接的指標】 単位修得状況 GPA アセスメントテスト（注1） 休学率・退学率	【直接的指標】 学位授与数 単位修得状況 GPA 卒業率（修業年限内） 就職率・進路決定率
	【間接的指標】 調査書等の記載内容	【間接的指標】 在学生調査（注2） 授業アンケート	【間接的指標】 卒業生調査（注3） 就職先へのアンケート
学位課程レベル (研究科・学部・学科)	【直接的指標】 入学試験 入学前課題（対象者のみ） アセスメントテスト（注1）	【直接的指標】 定期試験 単位修得状況 GPA アセスメントテスト（注1） 休学率・退学率	【直接的指標】 学位授与数 単位修得状況 GPA 卒業・修了制作の評価 卒業・修士・博士論文の評価 資格・免許の取得率・取得者数 専門領域への就職率及び進学率
	【間接的指標】 調査書等の記載内容	【間接的指標】 在学生調査（注2） 授業アンケート	【間接的指標】 卒業生調査（注3） 就職先へのアンケート
授業科目レベル	/	【直接的指標】 筆記・実技試験 課題・レポート GPA 出席率	/
	/	【間接的指標】 在学生調査（注2） 授業アンケート	/

※その他、評価に値する正課外の諸活動についても指標を設定する。

B.学生の学修状況・資格取得状況・就職状況の調査、学生の意識調査、卒業時の満足度調査、就職先の企業アンケートなどを実施し、短期大学が定めた多様な尺度・指標や測定方法に基づいて学修成果を把握・評価しているか。

上記の「アセスメント・ポリシーに係る各指標」の通り、多様な尺度・指標や測定方法に基づいて学修成果を把握・評価することとしている【4-3-5~8】。

【GPA】

学修成果の把握・評価の方法のひとつとして、GPA(Grade Point Average)の分布がある。GPAは、履修登録した科目の成績を5段階で評価し、それぞれに対して4~0のグレード・ポイント（以下「GP」という。）を付して、これらのポイントの1単位当たりの平均値を算出したものである。GPAの種類、評価評語、評価基準、合否の別及びGPは、次のとおりである【4-3-a~f】。

GPAの種類

・学期 GPA：当該学期に成績評価された単位を対象として計算した GPA。なお、通年

科目は後期に算出される。
 = 学期毎で履修登録した科目の (単位数×GP) の合計 / 当該学期履修登録単位数
 ・通算 GPA : 入学時から当該学期までに成績評価された単位を対象として計算した GPA。
 = [学期毎で履修登録した科目の (単位数×GP) の合計] の総計 / 総履修登録単位数
 ※入学時から当該学期まで計算

評価評語、評価基準、合否の別及びGP

評価評語	評価基準	合否	GP
S	100～90点	合格	4
A	89～80点	合格	3
B	79～70点	合格	2
C	69～60点	合格	1
D	59点以下	不合格	0
F	採点対象外 (出席不良等)	採点不可	0

【在学生調査】

学生の学修状況・満足度等を把握するシステムとしては「在学生調査」を実施している。

- ・調査主体：全学内部質保証推進委員会
- ・調査目的：学生の学修・学生生活の実態及び大学への満足度を組織的に把握・評価し、その結果を教育課程及びその内容、方法の改善・向上
- ・調査対象：全学年の在学生（休学中の者を除く）
- ・調査項目：学修成果、授業科目の適切性、授業方法満足度、教員満足度、学修行動、学修時間、施設の利用度、総合満足度等
- ・調査方法：対象者による質問紙への回答
- ・調査頻度：毎年度ごとに1回
- ・事務担当：総務企画部企画グループ

【授業に関する学生の声アンケート】

全授業科目、兼任教員を含む担当教員全員を対象に、「授業に関する学生の声アンケート」をウェブサイト上で実施している。学生の授業に関する満足度等を確認のうえ、授業改善、授業法に役立てると同時に学生自身にも授業に対する意識を高めることを目的としている。

- ・調査主体：FD・SD 委員会
- ・調査目的：全授業科目・全担当教員
- ・調査対象：全学生
- ・調査項目：出席状況、受講態度、授業外での取組、授業進行の適切性、質問に対する回答の的確性、担当教員の熱意、シラバス記述・説明の適切性、授業課題の意図提示の的確性、当該授業の気づきや発見による見方、考え方の拡大、担当教員に対する総合評価
- ・調査方法：対象者による専用ウェブページへの回答
- ・調査頻度：毎年2回（授業終了時）
- ・事務担当：教学事務部教育支援センター

【就職状況の調査】

卒業予定者に対しては「進路決定状況調査」を毎年度実施している。これらの調査を通して、進路に対する学生の意識の変化や、希望職種・業種の傾向、コースごとの特色などを把握している。

【企業へのアンケート】

さらに、卒業生の就職先企業・団体に対し、随時アンケート調査を実施している。調査では、卒業生の職場での適応状況、専門知識・技能の活用度、コミュニケーション力や協働性などの社会人基礎力に関する評価を収集している。

【アセスメントテスト】

現在、新たな取組として、同ポリシーにおいて指標の一つとしているアセスメントテストを実施している。具体的には、学生の汎用的能力を測定するジェネリックスキル・テストである「PROG」を試行的に実施しており、学位授与の方針との整合など学修成果との関係を整理しているところである【4-3-8】。

また、上記「アセスメント・ポリシーに係る各指標」にはない取組として、令和6年度からは、学修成果の可視化のために以下のツールも段階的に導入している。

【ディプロマ・サプリメント】

カリキュラム・マップを基に、学生の履修科目・成績を数値化・スコア化し、5つのディプロマに対応したレーダーチャートが生成され、学年ごとの達成度が可視化される仕組み。学生本人・教職員に加えて、学生保護者がポータルサイトから閲覧可能である。

【ルーブリック】

学修目標の達成度を判断するため「評価項目」とその「達成度」から具体的な「評価基準」をマトリクス形式で示す評価ツールで、令和6年度より講義系科目を中心に、ルーブリックを用いた成績評価の効果を測定しやすい科目から導入をはじめている。その効果・有効性については確認、分析をしたうえで、他の科目について導入の範囲を広げるかについて判断することとしている。今後、データを蓄積しながら分析に着手していく。

4-3-② 教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

A.学修成果の把握・評価の結果を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしているか。

「在学生調査」の集計結果は、事務担当部署が簡易な分析を加えた上で全学内部質保証推進委員会に報告し、同委員会では、教育研究や大学運営の改善・向上に向けた資料として活用しており、必要に応じて、更なる分析を加えることもある。

全学内部質保証推進委員会において「在学生調査」の集計結果をグラフ化した上で分析を加えるとともに、教職員の役職者や各研究室、各部署にも公表して活用を進めている。

さらに、同委員会での審議過程において課題とされた案件については、関係研究室や部署などに対し、同委員会規程に基づく「改善指示」を発令している。

「授業に関する学生の声アンケート」では、全担当教員は集計結果を確認し、考察すること（コメント入力）を義務付けている。専任教員においては、授業改善への動機づけをより一層高めるため、考察の記入を教員評価制度の評価項目の一つとしている。

「進路決定状況調査」の結果は教授会や理事会を通じて学内で共有され、キャリア支援施策の充実や多様化する進路先への支援体制強化に活用している。

卒業生の就職先企業・団体から得られたアンケート調査の結果は、教育内容の妥当性や本学で育成すべき人材像を再確認するための重要な外部評価と位置づけ、得られたフィードバックは、キャリア教育のカリキュラム改善や就職支援講座の設計、学生への指導内容に反映している。

ジェネリックスキル・テスト「PROG」の結果分析は、教授会、FD研修等を通じて教員と共有している。令和6年度から導入しているディプロマ・サプリメントやルーブリックなどのツールを含め、今後はこれらによって得られるデータを集積し、教育内容・方法及び学習指導の改善に反映していく【4-3-9~11】。

【基準4の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学では、ディプロマ・ポリシーに基づく学修成果の把握と教育改善につなげるため、学修成果の把握・評価につなげるための複数のツール、エビデンス蓄積のための仕組みを導入してきた。GPA、「在学生調査」、「授業に関する学生の声アンケート」、「進路決定状況調査」、企業による各種アンケートなど、多面的なデータを収集・分析する体制を整備し、学生の学修状況や教育効果を客観的に把握するよう努めており、従来の成績管理にとどまらず、ポリシーに即した多面的かつ継続的なデータ活用へと準備をしている。特に、PROGテストやルーブリック、ディプロマ・サプリメントを導入することで、学生一人ひとりが学修成果を自己点検できる仕組みができ、これにより、学生自身が学びの到達度や課題を主体的に把握できるようになったことは着実な成果として評価できる。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

一方で、これらを利用してどのように評価を行うかの仕組みの構築や、それを基にした学生へのフィードバック、科目内容の見直しや授業および教育課程の改善のための仕組みの構築はまだ行われていない。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

今後は、収集したデータをより体系的に分析し、教育課程の改善や教育支援の施策に反映させることで、さらなる教育の質向上につなげていくことを模索している。

具体的には、令和7年度以降、全学内部質保証推進委員会及びインスティテューショナル・リサーチ委員会の合同会議を設置し、収集データのあり方からその活用方法までを継続的に議論することとしている。

Ⅳ. 短期大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 7. 社会連携・社会貢献

7-1. 社会連携・社会貢献に関する方針

①大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針の明示

(1) 7-1 の自己判定

基準項目 7-1 を満たしている。

(2) 7-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A.大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示を行っているか。

「女子美術大学短期大学部学則」に示されている『社会で活躍できる作家、デザイナー及び教育者等の人材を養成する』という目的を踏まえ「社会連携活動ポリシー」の中で、産業の発展と文化の向上に幅広く貢献できる人材を育成すること、本法人の教育・研究活動の成果を積極的に社会に還元し産業の発展と文化の向上に貢献することを基本方針として明示している【7-1-1】。

本学は、併設大学とともに「女子美術大学の国際化に関するヴィジョン（基本方針）」を策定しており、建学の精神に基づき、クリエイティブな分野で活躍する女性を多数輩出することで、国内外の芸術・文化に影響を与えてきたこと。今後も世界の芸術・文化の発展に更に貢献していくために、この建学の精神を国際社会に対して発信し、芸術分野におけるグローバル人材を育成していくことを明示している。また、そのための具体的な取組として①大学間交流の促進、②外国人留学生の受け入れの強化、③学生の海外派遣の促進、④語学教育の充実、⑤教員の国際化、⑥国際化に対応した制度及び支援体制の整備を挙げている【7-1-2】。

「女子美術大学美術館規程」では美術館設置の目的として、本学の教育理念に則り教育、研究並びに博物館法に定める大学付属博物館としての活動と、社会に対する普及活動を行うことを明示している【7-1-3】。

これらの方針や規定に基づき中期事業計画として「大学開放による生涯学習機能の充実」「多様な連携協働の進展」「国際交流の充実」などの目標を定め、具体的には「キャンパスが所在する地方自治体を中心に、地域住民に対して、学びの機会を提供する」「学生が実践的に活用できる学習機会の提供を中心とした地方自治体、企業、団体、大学等との連携協働を進展させる」「国際交流分野において地方自治体、団体、大学等との連携事業を実施する」ことを具体的な到達目標として明示している【7-1-4】。

以上のように、大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示している。

7-2. 社会連携・社会貢献の取り組み

①方針に基づく社会連携・社会貢献に関する取り組みの実施

②教育研究成果の適切な社会還元

(1) 7-2 の自己判定

基準項目 7-2 を満たしている。

(2) 7-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①方針に基づく社会連携・社会貢献に関する取り組みの実施

A.学外組織との適切な連携体制があるか。

「社会連携活動ポリシー」に基づき社会連携・社会貢献活動に取り組むため、地域連携活動については、地域連携推進室規程により定められた地域連携推進室が活動情報を一元的に収集・管理して各研究室や各部署との調整を図る体制としており、特にアートやデザインの力を活かした教育・文化、まちづくり、産業振興等の分野で幅広く連携協力を行っている【7-2-1】。

産学連携活動における受託研究、共同研究等については、併設大学の付属組織である女子美術大学研究所が統括する体制としている。共同研究、受託研究等の実施にあたっては、女子美術大学研究所運営委員会で審議、決定し、相手先機関と契約書等を締結したうえで活動を行っている【7-2-2】。

B.社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動を推進しているか。

主な地方自治体、団体、企業、大学等とその取組概要は、以下のとおりである。

●東京都杉並区との連携

本学が所在する杉並区は「にぎわいと活力を生み出す地域産業の振興」を掲げ、文化・芸術をはじめとする多種多様な人材の交流を促進している。本学園でも、区との間で継続的に交流を行っており、平成 19 年には併設大学が「女子美術大学と杉並区とのデザインに係る連携協働に関する協定」を結んだ。これに本学も積極的に参画して、芸術・文化の面から地域産業基盤の振興に貢献している【7-2-3】。加えて、平成 31 年に本学と併設大学は「杉並区と区内高等教育機関との連携協働に関する包括協定」を締結し、教育、文化、まちづくり等の分野で相互に連携し、地域社会の発展と人材育成に寄与している（原協定は平成 23 年締結）。具体的には、美術大学の資源・特性を生かし次のような活動を行っている【7-2-4】。

①杉並区立杉並芸術会館「座・高円寺」における学生作品展（造形学科卒業制作）を通じた市民への学習成果の公表・紹介、②「善福寺川「水鳥の棲む水辺」創出事業」のポスター作成 ③杉並区立杉並第十小学校の児童を対象にしたキャンパス見学会および美術ワークショップの開催などが挙げられる。

また、平成 16 年に杉並区立図書館および区内にキャンパスが所在する高千穂大学、東京立正短期大学、明治大学の 3 つの大学と、それぞれの図書館が所有する本や資料などの情報資源を提供し、区民の生涯学習環境の向上を図ることを目的とした「杉並区立図書館ネットワーク」を創設し、本や資料の閲覧、貸出など図書館の一部サービスを区民に開放すると同時に、本学の学生が区立図書館を利用する、また、他大学の図書館を相互に利用するなどの連携を行っている。

●その他の地域との連携

学校法人（本学及び併設大学を含む）が主体となって締結している協定では、神奈川県相模原市、千葉県佐倉市、山梨県韮崎市などとの連携がある。加えて、国内外の様々な機関と連携協働や交流を促進するための協定を有し、その活動の内容により地域連携推進室や各研究室が連携を行っている。

東京都江戸川区との間では、区の伝統工芸者と学生が連携し新しい伝統工芸製品を創る事業である「えどがわ伝統工芸産学公プロジェクト」を併設大学のデザイン・工芸学科工芸専攻研究室およびアート・デザイン表現学科スペース表現領域研究室とともに行っている。

また、東京消防庁杉並消防署主催の「はたらく消防の写生会」の審査及び表彰式での総評に本学教員が携わっている。

●企業などとの連携

電通との連携による問題解決型アート&デザインプロジェクト「人権アートプロジェクト」では人権に関するスローガンについて、電通のクリエイターと本学学生がワークショップの中で対話を進めポスター表現として完成させるというプロジェクトで、平成 19 年から現在まで継続している。

平成 14 年より併設大学が開始した吉祥寺ダイヤ街商店協同組合の依頼による商店街フラッグおよびエコバッグのデザイン制作は現在、本学造形学科および専攻科デザインコースの学生が引継ぎ、活動を継続させている。

②教育研究成果の適切な社会還元

A.地域交流、国際交流事業への参加を行っているか。

主な地域交流、国際交流事業の取組概要は、以下のとおりである。

●地域との交流

キャンパスが所在する杉並区の保健福祉部が主催する「ふれあいフェスタ」、近隣の和田一丁目町会の夏祭りや高円寺天祖神社宵宮祭など各祭事やイベントへの似顔絵描きの協力、オープンキャンパスや近隣の公民館での地域住民を対象としたワークショップの実施、杉並区立和田中学校でアート、デザイン制作を指導する「放課後自習ルーム」、ひとり親家庭の小学生の夏休みの課題や自由研究をサポートする「自由研究応援プロジェクト」や区内の不登校児の修学支援「アート教室」などに学生の派遣を行っている。

また、杉並区との共催により地域住民を対象とした「杉並区内大学公開講座」を開講し美術大学ならではの本格的な施設や設備を利用して、初心者から経験者まで幅広く、基礎的な表現力や技法を学ぶことができる場を提供している。

美術館が管轄する展示施設「女子美ギャラリーニケ」は、杉並キャンパス 1 号館 1 階に設置され、キャンパス利用方針である「社会とつながる杉並キャンパス」を運営テーマとし、展覧会案内ポスターを近隣自治会の掲示板や回覧板に掲載するとともに地域住民を対象に展覧会に関連したワークショップを行うなど、地域の芸術振興に努めている。

歴史資料展示室は、建学の精神である「芸術による女性の自立」「女性の社会的地位の向上」「専門の技術家・美術教師の養成」の継承、創立者・功労者の顕彰とともに、自校史の調査、研究、資料保存、展示・公開などの役目を担っており地域の方も予約不要で

自由に入室でき、本学の歴史的資料を実際に見ることで、日本の近代美術の歴史や美術を学ぶ女性の変遷などを理解できる機会を地域へ提供している。

ドローイングセンターでは、地域の児童等を対象とした絵画指導の講座を実施しており、地域等への教育還元にも前向きである。

このように、美術大学である本学が果たせる地域での役割は大きい。

●国際交流事業への参加

学内で実施している国際交流イベント（国際交流バスツアー、異文化交流会等）や協定校との共同授業に学生が参加しており、他国の文化や日本との相違点について学ぶ機会となっている。

令和4（2022）年度に開始した JOSHIBI アーティスト・イン・レジデンスプログラムでは、海外から招聘したアーティストによる講評会やワークショップを通じて、学生にとつての国際的なキャリアに関する実践的な学びの場となっている。加えて、実際に海外で活躍するアーティストを身近なロールモデルとして示すことで、学生の進路意識の向上にもつながっている。外国語でのコミュニケーション機会の拡充にも寄与しており、グローバルな感性の育成に資する取り組みとなっている。

7-3. 社会連携・社会貢献の適切性と改善向上

①社会連携・社会貢献の適切性についての定期的な点検・評価とその結果をもとにした改善・向上に向けた取り組みの実施

(1) 7-3 の自己判定

基準項目 7-3 を満たしている。

(2) 7-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A.適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価を行っているか。

B.点検・評価結果に基づく改善・向上を行っているか。

中期事業計画に社会連携・社会貢献に関連し、①研究活動の促進と研究所の発展、②大学開放による生涯学習機能の充実、③多様な連携協働の進展、④国際交流の充実などの計画項目を設け、自己点検・評価委員会による社会連携・社会貢献についての定期的な点検、評価を行っている。

中期事業計画の計画項目には評価指標と評価基準を置く。評価基準は、研究活動や附置機関の活動の実態、大学統計・データ集『女子美データ』、学内外から収集した資料・数値データ、各種会議体の審議状況などにより設定されている。評価にあたっては、事実資料をもとに真実性あるいは客観性を持った根拠に基づいて行っており、社会連携・社会貢献についても適切に点検・評価されている【7-3-1】。

点検・評価結果に基づく改善事項は翌年度以降の計画項目に反映され、向上が実行されている。

[基準7の自己評価]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

研究室や各部署が社会との繋ぎ役となることで、キャンパスが所在する杉並区や近隣地域に学生が関わりを持ち、特に本学の特色である美術やデザインの知識や技術を活かして活動に参加することで、教育の成果を社会に還元するとともに、成長の実感を得る貴重な機会となっている。

具体的には、キャンパスが所在する杉並区との連携事業、近隣町内会や神社への協力の他、オープンキャンパスの開催、ワークショップやプロジェクトの実施、学生の派遣など多岐にわたっており、本学の学生の学びにも大きく寄与している。

また、「杉並区内大学公開講座」の開催や「女子美ギャラリーニケ」「歴史資料展示室」の開放などの地域への貢献活動についても積極的であり、これらの取組みも地域とともに歴史を刻んできた本学の特長を示すものといえる。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

併設大学とともに定めた「女子美術大学の国際化に関するヴィジョン（基本方針）」は、平成 27（2015）年に策定されて以降更新されておらず、目標達成年度が平成 31（2019）年のままとなっている。近年の美術系大学全般における外国人留学生の急増が各大学の経営に及ぼす大きな影響を勘案すると、本学においても、外国人留学生の受入れ人数など、時代の潮流や社会的要請も踏まえた本学の新たな国際化のあり方や、令和 2（2020）年に制定した「女子美の戦略的なポジショニング」との整合などについて、ある程度整理しておく必要がある。

また、本学と併設大学が合同で実施する国際交流イベント（国際交流バスツアー、異文化交流会等）や協定校との共同授業では、両学学生が相互に刺激を受け高めあうことができるという利点がある一方、併設大学とは異なる本学独自の修学期間やカリキュラムに合った活動が少なく、本学学生の参加は一定数に止まる。

他方、現在本学が模索している学生の海外留学や留学生の受入れに関する方策については徐々に成果が出始めており、今後は併設大学と一定の意識共有を図りつつ、本学のカリキュラム上の制約や学生ニーズを踏まえ、本学の特性や現在の状況に見合った国際交流を実施していくのが望ましいと考える。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

「女子美術大学の国際化に関するヴィジョン（基本方針）」について、現代的な教育ニーズや国際情勢の変化を踏まえ、その継続の是非を含め検討を行う。

また、国際交流事業を含めた社会連携・社会貢献活動については、本学学生の実情や留学生数の推移などに留意した独自の活動を実施できるよう、今後の事業計画に具体的な改善方策を盛り込むことを検討する。

V. 特記事項

特になし。

VI. 法令等の遵守状況一覧

基準 1. 使命・目的

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 108 条	○	女子美術大学短期大学部学則第 1 条（目的）、第 2 条の 2（学科の目的）、第 16 条（修業年限）、第 2 条（学科及び学生定員）に定めている。	1-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 165 条の 2	○	女子美術大学・女子美術大学短期大学部情報公開規程第 3 条（情報の公開）第 1 項第 1 号、女子美術大学短期大学部 学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学的な基本方針の「3」に定めている。	1-1
第 172 条の 2	○	女子美術大学・女子美術大学短期大学部情報公開規程第 3 条（情報の公開）第 1 項、第 3 項に定めている。	1-1

短期大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	女子美術大学短期大学部学則第 1 条（目的）、第 2 条の 2（学科の目的）に定めている。	1-1
第 3 条	○	女子美術大学短期大学部学則第 2 条（学科及び学生定員）に定めている。	1-1
第 34 条	○	学校法人女子美術大学寄附行為第 3 条（目的）、第 4 条（設置する学校）に定めている。	1-1
第 35 条	—	該当せず	1-1
第 51 条	—	該当せず	1-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条	○	学校法人女子美術大学寄附行為第 19 条（決議）第 2 項第 2 号に定めている。	1-1
第 148 条	○	学校法人女子美術大学内部統制システム整備の基本方針、学校法	1-1

女子美術大学短期大学部

		人女子美術大学寄附行為第 19 条（決議）第 2 項第 2 号、中期事業計画（令和 7 年度～令和 11 年度）に定めている。	
--	--	---	--

基準 4. 教育課程

学校教育法

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 88 条	○	入学前の既修得単位の認定 学則第 30 条の 4、入学前の既修得単位の認定に定めている。	4-1
第 92 条	○	教員組織 学則第 7 条、女子美術大学・女子美術大学短期大学部学長選考規程、副学長規程、女子美術大学短期大学部部長選考規程、教員任命規程に定めている。	4-2
第 104 条	○	学位 学位については学則第 38 条の 2 及び学位規程に明記している。	4-1
第 105 条	—	履修証明制度 該当しない。	4-1
第 108 条	○	短期大学 寄附行為第 4 条に短期大学部の設置を定めている。	4-1
第 113 条	○	情報の公開 女子美術大学・女子美術大学短期大学部情報公開規程に定め、教育研究活動の状況について大学ウェブサイトで公表している。	4-2

学校教育法施行規則

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 4 条	○	学則 女子美術大学短期大学部学則に定めている。	4-1 4-2
第 24 条	—	該当なし	4-2
第 28 条	○	文書保存 文書保存内規に定め、適切に管理している。	4-2
第 146 条	○	入学前既修得単位 女子美術大学短期大学部学則第 30 条の 4 に定めている。	4-1
第 163 条	○	学年の始期・終期 女子美術大学短期大学部学則第 13 条、第 14 条、第 18 条、第 38 条に定めている。	4-2
第 163 条の 2	○	科目等履修生への証明書 女子美術大学短期大学部科目等履修生に関する内規第 7 条、第 7 条の 2 に定めている。	4-1
第 164 条	—	該当なし	4-1
第 165 条の 2	○	3つのポリシー ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーに定めている。	4-1 4-2
第 172 条の 2	○	情報公開 女子美術大学・女子美術大学短期大学部情報公開規程第 3 条に定めている。	4-1 4-2

女子美術大学短期大学部

第 173 条	○	卒業証書 女子美術大学短期大学部学則第 38 条の 2、女子美術大学短期大学部学位規程第 3 条、第 4 条に定めている。	4-1
---------	---	---	-----

短期大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条の 2	—	該当なし	4-2
第 5 条	○	「女子美術大学短期大学部学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学的な基本方針」（令和 4 年 2 月 10 日に学長決定）、共通科目と専門科目の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を定め、『大学案内』、『履修の手引』、大学ホームページ、大学ポータルサイトに掲載し、学内外へ公表している。	4-2
第 5 条の 2	○	連携開設科目 女子美術大学短期大学部単位互換に関する規程に定めている。	4-2
第 6 条	○	授業 女子美術大学短期大学部学則第 24 条、第 25 条に定めている。授業科目の種類、単位数等は、別表第 1、2 に定めている。	4-2
第 7 条	○	単位 女子美術大学短期大学部学則第 26 条に定めている。	4-1
第 8 条	○	授業期間 女子美術大学短期大学部学則第 27 条に定めている。	4-2
第 9 条	○	授業期間 女子美術大学短期大学部学則第 28 条に定めている。	4-2
第 10 条	○	授業を行う学生数 少人数・適正規模のクラス編成と履修調整により、専門実技から講義科目まで学生一人一人に応じた丁寧な教育を実践している。	4-2
第 11 条	○	授業方法 女子美術大学短期大学部学則第 25 条の 2 に定めている。	4-2
第 11 条の 2	○	単位授与 女子美術大学短期大学部学則第 29 条、第 30 条に定めている。	4-1
第 12 条	—	昼夜開講制 該当なし	4-2
第 13 条	○	単位授与 女子美術大学短期大学部学則第 26 条、第 29 条に定めている。	4-1
第 13 条の 2	○	履修上限 女子美術大学短期大学部学則第 28 条の 2 に定めている。女子美術大学女子美術大学短期大学部履修科目の登録の上限に関する内規に定めている。	4-2
第 13 条の 3	○	連携開設科目 女子美術大学短期大学部単位互換に関する規程に定めている。	4-1
第 14 条	○	他大学履修 女子美術大学短期大学部学則 第 30 条の 2 に定めている。	4-1
第 15 条	○	他施設等の履修 女子美術大学短期大学部学則 第 30 条の 3 に定めている。	4-1

女子美術大学短期大学部

第 16 条	○	既修得単位認定 女子美術大学短期大学部学則 第 30 条の 4 に定めている。	4-1
第 16 条の 2	○	長期履修学生 女子美術大学短期大学部学則 第 30 条の 5 に定めている。長期履修学生に関する内規に定めている。	4-2
第 17 条	○	科目履修 女子美術大学短期大学部学則 第 57 条に定めている。女子美術大学短期大学部科目等履修生に関する内規に定めている。	4-1 4-2
第 18 条	○	卒業要件 女子美術大学短期大学部学則 第 37 条に定めている。	4-1
第 19 条	—	夜間学科 該当なし	4-1
第 20 条	○	組織 女子美術大学短期大学部学則第 2 条～第 7 条に定めている。	4-2
第 20 条の 2	○	科目担当 助手規程、特任助手規程、スチューデント・アシスタント規程に定めている。	4-2
第 21 条	○	科目担当しない教員 研究教員規程、専任教員（教育・研究）規程に定めている。	4-2
第 22 条 (旧第 22 条)	—	基幹教員 該当なし	4-2
第 22 条の 2	○	研修 FD・SD 委員会規程に定めている。	4-2 4-3
第 23 条	○	教授 教員任免規程第 12 条に定めている。	4-2
第 24 条	○	准教授 教員任免規程第 13 条に定めている。	4-2
第 25 条	○	講師 教員任免規程第 14 条に定めている。	4-2
第 25 条の 2	○	助教 教員任免規程第 15 条に定めている。	4-2
第 26 条	○	助手 教員任免規程第 16 条に定めている。	4-2
第 35 条の 3	—	専門職学科 該当なし	4-2
第 35 条の 4	—	教育課程連携協議会 該当なし	4-2
第 35 条の 5	—	専門職学科 該当なし	4-2
第 35 条の 6	—	専門職学科 該当なし	4-2
第 35 条の 7	—	専門職学科 該当なし	4-1
第 36 条	—	共同教育課程 該当なし	4-2
第 37 条	—	共同教育課程 該当なし	4-1
第 38 条	—	共同教育課程 該当なし	4-1
第 39 条	—	共同教育課程 該当なし	4-2
第 52 条	—	段階的整備 該当なし	4-2

専門職短期大学設置基準 該当なし

学位規則

	遵守	遵守状況の説明	該当
--	----	---------	----

女子美術大学短期大学部

	状況		基準項目
第5条の4	○	女子美術大学短期大学部学位規程第3条に定めている。	4-1
第5条の6	—	該当なし	4-1
第10条	○	女子美術大学短期大学部学位規程第2条に定めている。	4-1
第10条の2	—	該当なし	4-1
第13条	—	該当なし	4-1

私立学校法 該当なし

短期大学通信教育設置基準 該当なし

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※通信教育を行っていないなど、法令に該当しない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

VII. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 3-1】	学科、専攻別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 3-2】	専攻科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 3-3】	学科、専攻別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 3-4】	就職相談室等の状況	
【表 3-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 3-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 3-7】	短期大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 3-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 3-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 3-10】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 3-11】	図書館の開館状況	
【表 3-12】	情報センター等の状況	
【表 4-1】	授業科目の概要	
【表 4-2】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 4-3】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 5-1】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 6-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 6-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 6-3】	事業活動収支計算書関係比率（短期大学単独）	
【表 6-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 6-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人女子美術大学寄附行為	
【資料 F-2】	短期大学案内	
	『大学案内』（紙媒体）	
	本学ホームページ（大学案内） https://joshi.libra.jpn.com/#/home	
【資料 F-3】	短期大学学則	
	女子美術大学短期大学部学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	①2025 年度 女子美術大学短期大学部 一般選抜（A 日程）学生募集要項	
	②2025 年度 女子美術大学短期大学部 一般選抜（B 日程）学生募集要項	
	③2025 年度 女子美術大学短期大学部 一般選抜（C 日程）学生募集要項	
	④2025 年度 女子美術大学短期大学部 一般選抜（共通テスト利用）学生募集要項	
⑤2025 年度 女子美術大学短期大学部 総合型選抜学生募集要項		

女子美術大学短期大学部

	⑥2025年度 女子美術大学短期大学部 学校推薦型選抜（公募制）学生募集要項	
	⑦2025年度 女子美術大学短期大学部 特別選抜（特待生）学生募集要項	
	⑧2025年度 女子美術大学短期大学部 特別選抜（社会人）学生募集要項	
	⑨2025年度 女子美術大学短期大学部 特別選抜（帰国子女）学生募集要項	
	⑩2025年度 女子美術大学短期大学部 専攻科一般選抜学生募集要項	
	⑪入学者選抜実施要項	
【資料 F-5】	学生便覧	
	女子美術大学短期大学部 履修の手引 (https://www.joshi.ac.jp/department/juniorcollege/curriculum)	
	『女子美手帖』	
【資料 F-6】	短期大学組織図	
	法人組織図	
【資料 F-7】	事業計画書	
	令和7年度事業計画 (https://www.joshi.ac.jp/about/report/details)	
【資料 F-8】	事業報告書	
	学校法人女子美術大学令和6年度事業報告書 (https://www.joshi.ac.jp/about/report/details)	
【資料 F-9】	中期的な計画	
	学校法人女子美術大学 中期事業方針 中期事業計画（令和7年4月1日から令和12年3月31日まで） (https://www.joshi.ac.jp/about/report/details)	
【資料 F-10】	法人及び短期大学の規定一覧及び規定集	
	『規程集』	
【資料 F-11】	理事、監事、評議員、会計監査人の名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、議題一覧、出席状況など）がわかる資料	
	役員名簿	
	評議員名簿	
	会計監査人の名簿	
【資料 F-12】	理事会・評議員会の開催状況	
	決算等の計算書類（過去5年間）、監事監査報告書（過去5年間）、会計監査報告（過去5年間）及び財産目録（最新のもの）	
	計算書類 (https://www.joshi.ac.jp/about/report/details)	
	監事監査報告書 (https://www.joshi.ac.jp/about/report/details)	
	会計監査報告書	
【資料 F-13】	財産目録 (https://www.joshi.ac.jp/about/report/details)	
	履修要項、シラバス	
	女子美術大学短期大学部 履修の手引 (https://www.joshi.ac.jp/department/juniorcollege/curriculum)	
【資料 F-14】	女子美術大学短期大学部シラバス (https://www.joshi.ac.jp/department/juniorcollege/curriculum)	
	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	アドミッション・ポリシー (https://www.joshi.ac.jp/about/philosophy/admission)	
【資料 F-15】	カリキュラム・ポリシー／ディプロマ・ポリシー (https://www.joshi.ac.jp/about/philosophy/curriculum)	
	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
【資料 F-16】	設置届出書および履行状況報告書 (https://www.joshi.ac.jp/about/report/establishplan)	
	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの） 該当なし	

基準 1. 使命・目的

女子美術大学短期大学部

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映		
短期大学のウェブサイトで使命・目的、教育研究上の目的などを示す部分の URL		
【1-1-1】	本学ホームページ https://www.joshi.ac.jp/about/philosophy	建学の精神、教育理念
【1-1-2】	大学ポータルサイト https://up-j.shigaku.go.jp/school/category01/00000000262002000.html	建学の精神
【1-1-3】	女子美術大学短期大学部 履修の手引 https://www.joshi.ac.jp/sites/default/files/common/file/2025standai.pdf	教育目標、ディプロマ・ポリシー 一、カリキュラム・ポリシー
【1-1-4】	女子美術大学短期大学部学則 https://www.joshi.ac.jp/about/report/bylaw	目的・教育の目的
【1-1-5】	本学ホームページ https://www.joshi.ac.jp/about/philosophy/admission	アドミッション・ポリシー
【1-1-6】	本学ホームページ https://www.joshi.ac.jp/about/philosophy/educational	教育目標・人材の養成に関する目的
【1-1-7】	女子美術大学短期大学部 履修の手引 https://www.joshi.ac.jp/sites/default/files/common/file/CurriculumTree_@standai.pdf	カリキュラム・ツリー
【1-1-8】	本学ホームページ https://www.joshi.ac.jp/department/juniorcollege/postgrad	専攻科 造形専攻
使命・目的及び教育研究上の目的を検証する会議体の規則		
【1-1-9】	女子美教育理念等検討委員会規程	
【1-1-10】	教学運営会議内規	
【1-1-11】	短期大学部教授会内規	
【1-1-12】	理事会運営規則	
【1-1-13】	全学内部質保証推進委員会規程	
【1-1-14】	自己点検・評価委員会規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【1-1-a】	『大学案内』（紙媒体）	
【1-1-b】	『大学案内』タブロイド版	
【1-1-c】	『女子美手帖』	
【1-1-d】	広報誌「女子美」	
【1-1-e】	シラバス（「女子美基礎講座」） https://aa.joshi.ac.jp/aa_web/syllabus/se0020.aspx?me=EJ&opi=se0010	
【1-1-f】	女子美ギャラリーニケ 印刷物	
【1-1-g】	女子美アートミュージアム 印刷物	
【1-1-h】	女子美術大学歴史資料室 印刷物	
【1-1-i】	創立記念祭 記録写真	
【1-1-j】	「女子美の戦略的ポジショニング」	
【1-1-k】	学校法人女子美術大学 中期事業計画（令和7年度～令和11年度）	
【1-1-l】	学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生受け入れ方針策定のための全学的な基本方針	

基準 4. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		

女子美術大学短期大学部

ディプロマ・ポリシーを示す部分の URL		
【4-1-1】	https://www.joshi.ac.jp/sites/default/files/paragraph_file/2024-04/短大0.pdf	
ディプロマ・ポリシーを策定する会議体の規則		
【4-1-2】	短期大学部運営委員会規程	
【4-1-3】	短期大学部教授会内規	
学生にディプロマ・ポリシーの内容を説明する文書など		
【4-1-1】	本学ホームページ https://www.joshi.ac.jp/sites/default/files/paragraph_file/2024-04/短大0.pdf	
【4-1-4】	女子美術大学短期大学部 履修の手引 https://www.joshi.ac.jp/sites/default/files/common/file/2025standai.pdf	
学位規則、学位審査基準		
【4-1-5】	女子美術大学短期大学部学位規程	
進級・卒業・単位認定に関する規則		
【4-1-6】	女子美術大学短期大学部学則	
単位認定、進級、卒業判定を行う会議体の規則		
【4-1-3】	短期大学部教授会内規	
入学前の実務経験を通じて修得している実践的な能力の単位認定の基準（専門職短期大学のみ）		
	該当なし	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【4-1-a】	『大学案内』（紙媒体）	
【4-1-b】	「短期大学部 ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーの策定」（教授会資料）	
【4-1-c】	「2024 年度前期 成績登録要領」	
【4-1-d】	「Active Academy Advance _ 成績報告書登録」	
4-2-1. 教育課程及び教授方法		
カリキュラム・ポリシーを示す部分の URL		
【4-2-1】	https://www.joshi.ac.jp/sites/default/files/paragraph_file/2024-04/短大0.pdf	
カリキュラム・ポリシーを策定する会議体の規則		
【4-1-3】	短期大学部教授会内規	
学生にカリキュラム・ポリシーの内容を説明する文書など		
【4-1-1】	本学ホームページ https://www.joshi.ac.jp/sites/default/files/paragraph_file/2024-04/短大0.pdf	
【4-1-4】	女子美術大学短期大学部 履修の手引 https://www.joshi.ac.jp/sites/default/files/common/file/2025standai.pdf	
教育課程の体系的編成を示すカリキュラム・マップやカリキュラム・ツリーなど		
【4-2-2】	本学ホームページ https://www.joshi.ac.jp/sites/default/files/common/file/@短大(R7年度).pdf	
履修に関する規則		
【4-1-6】	女子美術大学短期大学部学則	
教育課程を検討する会議体の規則		
【4-1-2】	短期大学部運営委員会規程	
【4-1-3】	短期大学部教授会内規	
シラバス作成に関して教員に周知したことを示す文書		
【4-1-7】	「シラバス登録について」	
【4-1-8】	「シラバス作成 授業実施形態（遠隔授業／対面授業／ブレンド型）の記載について」	
【4-1-9】	「シラバス各項目に関する記載上の注意事項について」	
【4-1-10】	「シラバス入力項目「ルーブリック評価」について」	

女子美術大学短期大学部

【4-1-11】	女子美ポータルサイト「Active Academy」使用マニュアル Vol. 3 シラバス登録機能	
【4-2-3】	「実技スケジュール表の提出依頼について」	
教養教育を検討する会議体の規則		
【4-2-4】	学部・学科再編等推進本部規程 (教育組織・教育課程検討委員会の教養・共通専門部会)	
教育課程連携協議会の議事録 (専門職短期大学のみ)		
—	該当なし	
授業科目別登録者数一覧 (専門職短期大学のみ)		
—	該当なし	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【4-2-a】	女子美術大学・女子美術大学短期大学部 学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生受け入れ方針策定のための全学的な基本方針	
【4-2-b】	履修科目の登録の上限に関する内規	
【4-2-c】	女子美術大学短期大学部学則 別表	
【4-2-d】	「ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーの策定」	
43. 学修成果の把握・評価		
短期大学が求める学修成果を示す文書など		
【4-3-1】	Active Academy Advance _ シラバス閲覧 検索条件	
【4-3-2】	女子美について _ 女子美術大学・短期大学部・大学院 (女子美 WEB サイト) https://www.joshi.ac.jp/about#headline-1	
【4-1-4】	女子美術大学短期大学部 履修の手引 (カリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリー、DP、CP) https://www.joshi.ac.jp/sites/default/files/common/file/2025tandaipdf	
短期大学が求める学修成果の内容を学生に説明する文書など		
【4-1-4】	女子美術大学短期大学部 履修の手引 https://www.joshi.ac.jp/sites/default/files/common/file/2025tandaipdf	
【4-3-1】	Active Academy Advance _ シラバス閲覧 検索条件	
【4-3-3】	履修ガイダンス (動画) https://www.youtube.com/watch?v=MF2D8Q6fzJA	
【4-3-4】	【重要】(新入生向け) 履修登録・授業・成績評価、教職課程などについて https://www.joshi.ac.jp/campuslife/course-registration?utm_source=chatgpt.com	
学修成果の把握・評価の方針		
【4-3-5】	アセスメント・ポリシー	
【4-3-6】	アセスメント・ポリシーに係る各指標	
学修成果の把握・評価の方法などについて検討する会議体の規則		
【4-3-7】	全学内部質保証推進委員会規程	
学修成果の把握・評価のために実施した調査と分析の結果		
【4-3-8】	「PROG」全体傾向報告書	
学修成果の把握・評価の結果を、教育内容、方法及び学修指導の改善にフィードバックすることを検討する会議体の議事録		
【4-3-9】	全学内部質保証推進委員会議事録	
【4-3-10】	短期大学部運営委員会議事録	
【4-3-11】	短期大学部教授会議事録	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【4-3-a】	平成 26 年度 第 6 回全学調整協議会議事録	GPA
【4-3-b】	平成 27 年度 第 5 回全学調整協議会議事録	GPA
【4-3-c】	平成 28 年度 第 9 回全学調整協議会議事録	GPA
【4-3-d】	「GPA 制度に関する件 (学生への学修指導)」	GPA

女子美術大学短期大学部

【4-3-e】	「平成 28 年度以降の GPA 制度導入について（案）」	GPA
【4-3-f】	「女子美術大学・女子美術大学短期大学部 GPA 運用規程（案）」	GPA

基準 7. 社会連携・社会貢献

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
7-1. 社会連携・社会貢献に関する方針		
①大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針の明示の資料		
【7-1-1】	女子美術大学短期大学部学則	
【7-1-2】	女子美術大学の国際化に関するヴィジョン（基本方針）	
【7-1-3】	女子美術大学美術館規程	
【7-1-4】	学校法人女子美術大学 中期事業計画（令和 2 年度～令和 6 年度） 及び令和 6 年度事業計画の結果	
7-2. 社会連携・社会貢献の取り組み		
①方針に基づく社会連携・社会貢献に関する取り組みの実施の資料		
【7-2-1】	社会連携活動ポリシー	
【7-2-2】	女子美術大学研究所規程	
【7-2-3】	女子美術大学と杉並区とのデザインに係る連携協働に関する協定	
【7-2-4】	杉並区と区内高等教育機関との連携協働に関する包括協定	
7-3. 社会連携・社会貢献の適切性と改善向上		
①社会連携・社会貢献の適切性についての定期的な点検・評価とその結果をもとにした改善・向上に向けた取り組みの実施の資料		
【7-3-1】	学校法人女子美術大学 中期事業計画（令和 2 年度～令和 6 年度） 及び令和 6 年度事業計画の結果	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。

※「専門職短期大学のみ」の欄について該当がない場合は、「該当なし」と記載すること。

※基準項目ごとの「自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料」に該当資料が無い場合は、記入欄を削除すること。